健康たはら21第2次計画(案)の概要

健康たはら21第2次計画策定にあたって

「健康たはら21第1次計画」の最終評価では、男女とも肥満者が多いこと、男性の多量飲酒者や喫煙者が多いこと、野菜摂取が少ないこと、男女とも死因は心筋梗塞が多いこと、子育てを楽しいと思う保護者の割合の減少、3歳児のむし歯のない者の割合が低いなどの課題が明らかになりました。また、少子高齢化、生活習慣病の増加という状況の中、生涯を通じて健康でいまた。

また、少子高齢化、生活習慣病の増加という状況の中、生涯を通じて健康でいきいきと過ごすためには、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指していくことが必要です。従来の健康増進に加え、疾病の早期発見、適切な治療管理による疾病の重症化予防、さらには、社会全体でサポートする取り組みが必要となってきました。こうしたことを背景に、本市では市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として、「健康たはら21第2次計画」を策定します。

1 基本的な考え方

健康づくりは、ライフステージごとで違い、妊娠期から高齢期までの生涯を通じて行っていくことが必要です。本計画は市民自身が主体となってすすめる健康づくりであり、地区組織の団体等と行政は連携して、健康づくりのための環境整備を推進します。

〈基本理念〉

「健康寿命(健康で不自由なく生活できる期間)の延伸」「健康格差の縮小」のための施策をすすめることで、「みんなが幸せを感じてくらせるまち」の実現を目指します。

2 計画期間

平成27年度から平成36年度の10か年 (平成31年度に中間評価と取組みの見直しを実施)

3 計画の基本的な視点

- ○本計画は、国の「健康日本21第2次計画」及び愛知県の「健康日本21あいち新計画」をもとに、国の目指す基本的な健康増進計画の方向性と母子保健計画である「健やか親子21」の方向性を包含し、策定します。本市の「改定版第1次田原市総合計画」の中の実施計画の一つに位置づけ、他の関連計画と合わせて健康づくりを推進します。
- ○保健医療分野に加え、多方面の分野と協働して健康都市づくりを推進します。

〈目標達成のための基本的な4つの柱〉

基本目標:「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」

- ①ライフステージごとの健康づくり
- ②疾病の発症予防及び重症化予防 「がん」「生活習慣病(心臓病、脳血管疾患、糖尿病など)の予防と重症化予防」
- ③生活習慣病の見直し 「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ・COPD(慢性閉塞性肺疾患)」「飲酒」「歯・口腔の健康・歯科疾患」「健やか親子」
- ④地域社会で支える健康づくり 「健康づくりができる環境整備」「市民の健康づくりを応援する人々と健康づくり の輪」

〈第1次計画と第2次計画の相違点〉

- ○基本目標を達成するための目標を4つに分類(前述①~④のとおり) ※生活習慣の目直しの中に COPD (慢性関棄性肺疾患)の予防を許
- ※生活習慣の見直しの中に、COPD (慢性閉塞性肺疾患)の予防を記述 ○健康づくりを支援する環境づくりとして、「地域社会で支える健康づくり」についての明確な位置付け
- ○健康都市づくりへの取り組みの視点
- ○「健やか親子計画」を本計画に包含

4 施策の体系

施策の体系 基本目標	施策の主な内容	
ライフステ ージごとの 健康づくり (ステージ別)	育ち・学びの世代 (乳幼児期〜 青年期)	・子どもの頃から健全な生活習慣を身につける。・安心して子育てができる環境づくり
	働き・子育て世代 (成人期)	・生活習慣病の発症予防と重症化予防 ・働き世代の健診・がん検診の受診環境の整備と 受診勧奨
	成熟世代 (高齢期)	・生活習慣病の発症予防と重症化予防・生活機能の維持向上
疾病の発症 予防および 重症化予防 (分野別)	がん	・がん検診態勢の整備と受診率向上 ・疾病の予防、早期発見、早期治療、治療の継続 ・疾病予防の知識の普及と意識づけへの対策推進 ・定期的な検診の受診と健康管理への対策推進 ・働き世代の健診・がん検診の受診環境の整備と 受診勧奨
	循環器疾患・糖尿 病	
生活習慣の 見直し (分野別)	栄養・食生活	
	身体活動・運動	○育ち・学びの世代 ・安全・安心な妊娠・出産への継続的な健康支援 ・妊娠期からの子育て支援等 ・健康的な生活習慣(食事、運動、睡眠、歯みがき)の基礎づくり ○働き・子育て世代 ・健康的な生活習慣の確立
	休養・こころの 健康	
	たばこ・COPD	
	飲酒	・適量飲酒・禁煙の啓発、COPDの予防 ・歯周疾患の予防・対策の充実
	歯・口腔の健康・ 歯科疾患	○成熟世代・生活の質の向上・生きがいづくりへの支援・世代間交流
	健やか親子	
地域社会で支える健康づくり	健康づくりの 環境整備	・地域全体での子育て支援や健康づくりの推進 ・健康づくりに取り組む個人・団体への支援等

5 関係法令

健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、 食育基本法